

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月29日
 松山地方裁判所民事部
 裁判所書記官 上 松 雄 喜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月19日 午前 8時30分から 令和 8年 2月27日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月 5日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月26日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 3月 6日 午前10時00分から 令和 8年 3月 9日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができません。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月29日から当庁民事書記官室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和7年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	14,780,000 11,824,000		2,956,000	709,233	0
備考					



物 件 目 録

1 所 在 松山市来住町
地 番 1425番1
地 目 宅地
地 積 1164.70平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月24日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 上 松 雄 喜

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

本件土地につき，売却対象外の建物（家屋番号1425番の1及び同1425番の2）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 松山市来住町
地 番 1425番1
地 目 宅地
地 積 1164.70平方メートル

共有者	A	持分10分の1
共有者	B	持分5分の3
共有者	C	持分10分の1
共有者	D	持分30分の1
共有者	E	持分30分の1
共有者	F	持分10分の1
共有者	G	持分30分の1

令和 7年(ケ)第 76号
令和 7年10月 1日受理
令和 7年10月24日提出

現況調査報告書

(物件1)

松山地方裁判所

執行官 住田 克明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 松山市来住町
地 番 1 4 2 5 番 1
地 目 宅地
地 積 1 1 6 4 . 7 0 平方メートル

共有者	A	持分 1 0 分の 1
共有者	B	持分 5 分の 3
共有者	C	持分 1 0 分の 1
共有者	D	持分 3 0 分の 1
共有者	E	持分 3 0 分の 1
共有者	F	持分 1 0 分の 1
共有者	G	持分 3 0 分の 1

(占有関係用<単独>)

占有者及び占有権原 (物件1関係)	
占有範囲	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 目的外建物1及び2の敷地以外の部分
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> 有限会社一真建設
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input checked="" type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 通路 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫
■関係人 (■ H (共有者の妻) ■ K (共有者の代理人)) の陳述/ <input type="checkbox"/> 提示文書 (契約書) の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input checked="" type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 不明
占有開始時期	平成5年11月24日
最初の契約等	契約日 平成5年11月24日
契約等	期間 <input checked="" type="checkbox"/> 平成5年11月24日から <input type="checkbox"/> 平成年月日まで年間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	期間 令和年月日から <input type="checkbox"/> 令和年月日まで年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等	貸主 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者 (共有) <input type="checkbox"/> その他の者 ()
当事者	借主 <input checked="" type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	<input type="checkbox"/> 毎月金万円 (毎月日限り月分払い) <input type="checkbox"/> 前払 () 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 () 分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 () 円 <input type="checkbox"/> 保証金 () 円) <input type="checkbox"/> 不明
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	1. 共有者 B は、占有者会社の代表者である。 2. 公簿等によると、物件1の土地は、平成5年11月24日に、現共有者らの親族である J が亡くなったことに伴い、現共有者らが相続したとされている。
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

そ の 他 の 事 項

1. 公図上、物件1の土地の北側には、地番1425番4の土地（地目：公衆用道路、地積：56平方メートル、所有者：**B**、**J**）が隣接し、水路を介して、道が隣接するとされている。現況では、物件1の土地の北側には、水路を介して、アスファルト舗装された道路が隣接している。
2. 公図上、物件1の土地の北西端には、地番1425番3の土地（地目：公衆用道路、地積：2平方メートル、所有者：松山市）が隣接するとともに、物件1の土地の西側には、地番1421番3の土地（地目：公衆用道路、地積：12平方メートル、所有者：松山市）が隣接し、同土地のさらに西側には、道が隣接するとされている。現況では、アスファルト舗装された道路（市道）が隣接している。
3. 物件1の土地のうち、中央付近には目的外建物1が、北西付近には目的外建物2が、それぞれ存する。公簿上の記載によると、目的外建物1及び2は、いずれも昭和47年11月1日に新築され、種類については、目的外建物1が作業場、目的外建物2が倉庫であるとされている。また、目的外建物1及び2は、いずれも同月24日に、**I**及び**B**により、所有権保存登記がされている。ちなみに、松山市資産税課によると、目的外建物1及び2は、いずれも課税されていないとのことである。なお、目的外建物1及び2の周囲の一部（目的外建物1の北西付近のほか、目的外建物2の北側付近等）には、差し掛け（工作物）が築造されている箇所がある。
4. 物件1の土地は、**B**が代表者を務め、建築事業等を営む、有限会社一眞建設（以下、「本件会社」という。なお、公簿上、本件会社は、令和3年6月30日付けで解散し、同社の清算人として、**H**が選任されている。）において、従前から、目的外建物1及び2も含め、一体として資材置場等として利用されていたとのことである。ちなみに、物件1の土地の北東付近には、木製の門扉が設置されているところ、同門扉には、本件会社の名称が記載された看板が設置されている。なお、同所の北側には水路が存するところ、同所については、進入のためのコンクリート製床板が設置されている。
5. 物件1の土地のうち、北側付近にはプレハブ物置（動産）が、南側付近には汲取り式のトイレ（工作物）が、それぞれ存する。
6. 物件1の土地のうち、南側付近のほか、北東付近を除く四囲の境界付近には、樹木が植栽されているところ、現況では、境界付近に植栽されている樹木の枝葉が、各隣接地に越境している。また、現況では、同土地は全面に亘り、雑草が繁茂している状況である。
7. 物件1の土地には、複数箇所を亘り、スレート瓦等の建築資材のほか、産業廃棄物とみられるコンクリート片等が残置されている。
8. 関係人の陳述によると、物件1の土地には、上水道の引込みがされているとのことであるが、所轄行政庁にて確認した限りでは、現時点において、上水道の引込みがされている形跡はない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「**■**」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ H (共有者の妻)</p>	<p>1. 私は、物件1の土地の共有者であるBの妻です。夫は、建築事業等を営む有限会社一真建設（以下「本件会社」という。）の代表者を務めていましたが、先般、作業中に脚立から転落したことをきっかけに体調を崩し、現在、入院中であるため、私が夫の代わりに説明します。なお、本件会社は、既に解散しており、稼働していない状況です。</p> <p>2. 本件会社は、夫の父に当たるIが創業し、後に、夫も本件会社に参画するようになりました。物件1の土地は、昭和47年に、義父と夫とが購入するとともに、同年中に、同人らにおいて、同土地上に目的外建物1及び2を新築しました。</p> <p>3. 物件1の土地や、目的外建物1及び2については、一体として、本件会社の資材置場等として利用していました。この点、本件会社が、当該土地や当該各目的外建物を利用するに当たり、本件会社と、義父及び夫との間で地代や家賃等の金銭のやり取りはなく、無償無期限で資材置場等として利用してきました。ちなみに、義父は平成4年6月1日に亡くなり、同人の共有持分は、夫の母であるJが相続し、さらに、義母も平成5年11月24日に没したことに伴い、義母の共有持分は、夫のほか、弟に当たるAや、妹に当たるFらの親族が相続していますが、これらの相続以後においても、現時点に至るまで、金銭のやり取りはありません。</p> <p>4. 本件会社が、主に建築材料等の加工作業を行っていたのは、本店所在地にある作業場でしたので、物件1の土地や、目的外建物1及び2については、専ら足場材や端材等を保管する場所としての利用に止まっており、目的外建物1及び2内部には、ほとんど機械類も保管していません。</p> <p>5. 物件1の土地には、一応、上水道のみを引き込んでいますが、電気の引込みはなく、下水道への接続もありません。ちなみに、目的外建物の南側付近には、風呂桶を2台設置し、雨水を貯水していました。なお、トイレについては、同土地の南側付近にある汲取り式のトイレを利用していました。</p> <p>6. 物件1の土地につき、同土地の四囲の各土地との間で、境界を巡る争いはありません。</p> <p>7. 目的外建物1及び2につき、新築時以来、特段の増改築や修繕は行っていません。かなり老朽化が進んでおり、雨漏りも生じていました。</p> <p>8. 物件1の土地や、目的外建物1及び2において、事件や事故等はありません。また、自然災害に見舞われたこともありません。</p> <p>(10月2日 聴取)</p>
<p>■ K (共有者の代理人)</p>	<p>1. 私は、物件1の土地の共有者であるAの代理人弁護士です。</p> <p>2. 公簿上、目的外建物1及び2は、BとIとの共有名義とされているところ、Iの没後、同人の共有持分は、物件1の土地と同様に、同土地の共有者らが相続しているものと思われま。</p> <p>3. 物件1の土地や、目的外建物1及び2については、一体として、本件会社の資材置場等として利用されているところ、本件会社と、物件1の土地の共有者らとの間で、地代や家賃等の金銭のやり取りはありません。</p> <p>(10月6日 電話で聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年10月2日(木) 9:00~9:30	松山地方法務局	公図, 登記事項等の閲覧, 謄写
令和7年10月2日(木) 9:50~10:20	松山市役所(資産税課)	地番図等資料収集
令和7年10月2日(木) 10:40~11:10	物件所在地	占有等現地調査, 近隣調査
令和7年10月2日(木) 12:10~13:10	所有者宅	関係人から聴取
令和7年10月6日(月) 13:30~14:00	松山市役所(建築指導課)	建築確認概要書等の有無につき調査
令和7年10月6日(月) 15:32~15:35	携帯電話	関係人から聴取
令和7年10月16日(木) 9:00~10:00	物件所在地	立入調査, 写真撮影(評価人と同行)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年10月16日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて目的物件内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(7枚目)



地番区域見出
来住町

請求部分	所在 松山市来住町				地番	1425番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成27年2月			備付年月日(原図)	平成28年3月18日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4に縮小

令和7年10月2日
松山地方務局

請求番号：6-11
(1/1)

登記官

(8 枚目)

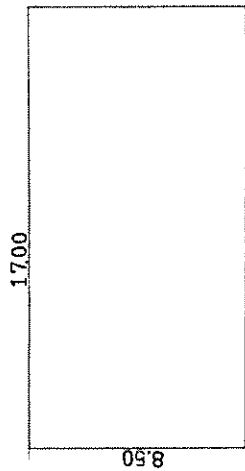
登記年月日：昭和47年11月21日

428529

家屋番号	1425番の1
建物の所在	松山市米住町1425番地

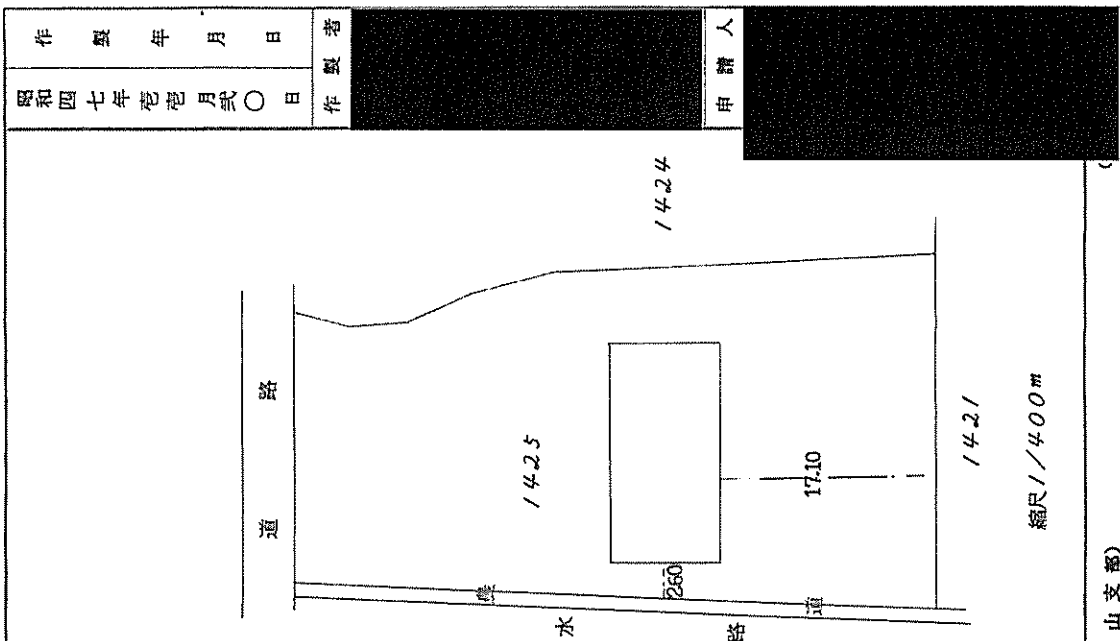
建各 階 平 面 図

北



$$17.00 \times 8.50 = 144.500$$

床面積 144.50 m²



作製年月日
昭和四七年壹壹月貳〇日

作製者

申請人

S47.11.21

(愛媛県土地家屋調査士会松山支部)

縮尺 1/200 400m

A3版をA4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月2日 松山地方支務局

(9枚目)

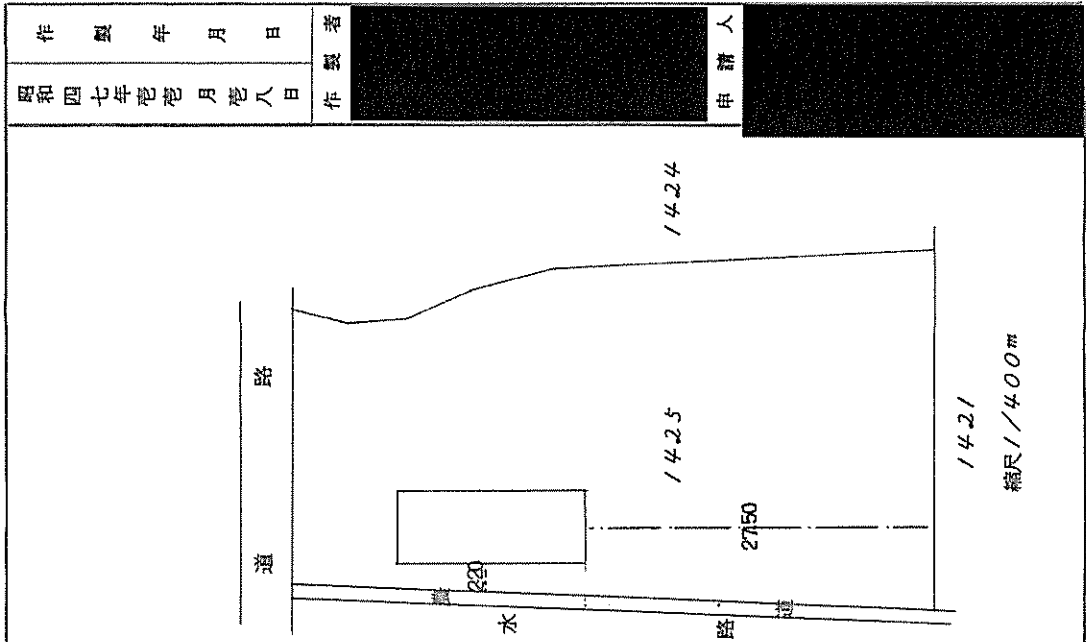
請求番号：6-12

登記年月日：昭和47年11月21日

428530

家屋番号	4225番の2
建物の所在	松山市米住町/4225番地

建築物階面図



製作年月日	昭和四七年七月八日
製作者	[Redacted]
申請人	[Redacted]

(愛媛県土地家屋調査士会松山支署)

(S47.8 100冊)

S47.11.21

縮尺 1/200 400m

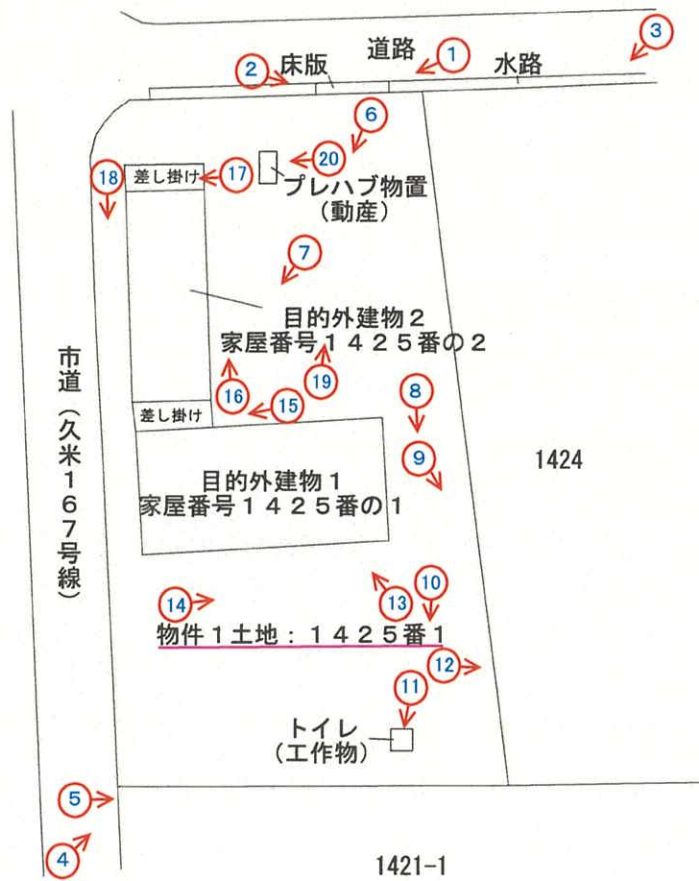
A3版をA4に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月2日 松山地方法務局

登記官

令和7年(ケ)第76号
 松山市来住町(物件1)
 土地建物位置関係図(概略図)



←○写真撮影位置・方向



物件1土地



物件1土地









令和 7 年 (ケ) 第 76 号
令和 7 年 10 月 16 日 現地調査
令和 7 年 10 月 23 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書
(物件 1)

評価人 不動産鑑定士

藤井 徹哉

第1 評価額

物件1(土地)	金 14,780,000 円
---------	----------------

- 1 物件1の価格は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	松山市来住町 1425番1 宅地 1,164.70㎡	同左
番号	特記事項		
	<p>物件1上に以下の目的外建物が存在する。</p> <p>所在地 松山市来住町 1425番地 家屋番号 1425番の1 種類 作業場 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 144.50㎡</p> <p>所在地 松山市来住町 1425番地 家屋番号 1425番の2 種類 倉庫 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 79.29㎡</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	伊予鉄道高浜横河原線「久米」駅の南西方約1,900m 最寄バス停「南石井」の東方・約1,400m(徒歩約18分) (いずれも道路距離 別添「位置図」参照)	
付近の状況	松山市の南東部、松山市役所の南東方約4,500m(直線距離)に位置し、周辺に農地も残る中に中規模の一般住宅、共同住宅、事業所等が混在する地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 60% 200% なし 地区計画区域
画地条件	地積 形状 地勢 地盤	1,164.70㎡ ほぼ台形(間口約45m、奥行約27m) 平坦 普通
接面道路の状況	西側幅員約5.0m舗装市道(久米167号線)に等高～約0.2m高く接面。 北側幅員約4.3m舗装道路に等高接面。 ※西側市道は建築基準法第42条1項1号道路、北側道路も同法の道路に該当する。	
土地の利用状況	物件1土地は、目的外建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：なし(引込可) 都市ガス：なし 下水道：なし(引込可) (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	①登記事項等の調査、聴聞等の結果、土壌汚染の可能性が疑われる履歴は確認できなかった。 ②周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。 ③物件1土地は地区計画区域に含まれるため建築及び造成等を行なう場合は、あらかじめ市に届出承認が必要となる。 ④松山市都市・交通計画課によると北側道路は地区計画区域内の道路であり建築基準法上の道路として取り扱っているとのことである。 ⑤物件1土地の中央部分に家屋番号1425番の1、北西側部分に家屋番号1425番の2の目的外建物が所在し差し掛けでつながる形になっている。北側部分にプレハブ物置(動産)、南側部分にはトイレ(工作物)が存在する。 ⑥建物の周囲には建築資材や廃材が残置されているほか雑草が繁茂する状態にある。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	85,900	0.72	1,164.70	0.95	68,430,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 松山-26

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $99,100\text{円}/\text{m}^2 \times 100.0 / 100 \times 100 / 103 \times 100 / 112 = 85,900\text{円}/\text{m}^2$

◇ 時点修正 : 公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位+3

◇ 地域格差 : 街路、交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差 : 地積、角地等を考慮した。

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	68,430,000	0.55	法定地上権	37,640,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	68,430,000	-37,640,000		0.80	0.6	14,780,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：目的外建物が存在する土地のみの売却による市場性の減価を-20%と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 松山－26
所 在：松山市来住町1488番13
価 格：99,100 円/㎡
位 置：伊予鉄道高浜横河原線北久米駅の南西方約1,600m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：142 ㎡
供給処理施設：上水道：有、公共下水道：有、都市ガス：無
接 面・街 路：南側約4.0m私道
用途指定等：市街化区域
第二種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

- 2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 74,331,154円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 資料1：位置図
- 資料2：近隣見取図
- 資料3：公図写
- 資料4：建物図面・各階平面図

以 上

位置図



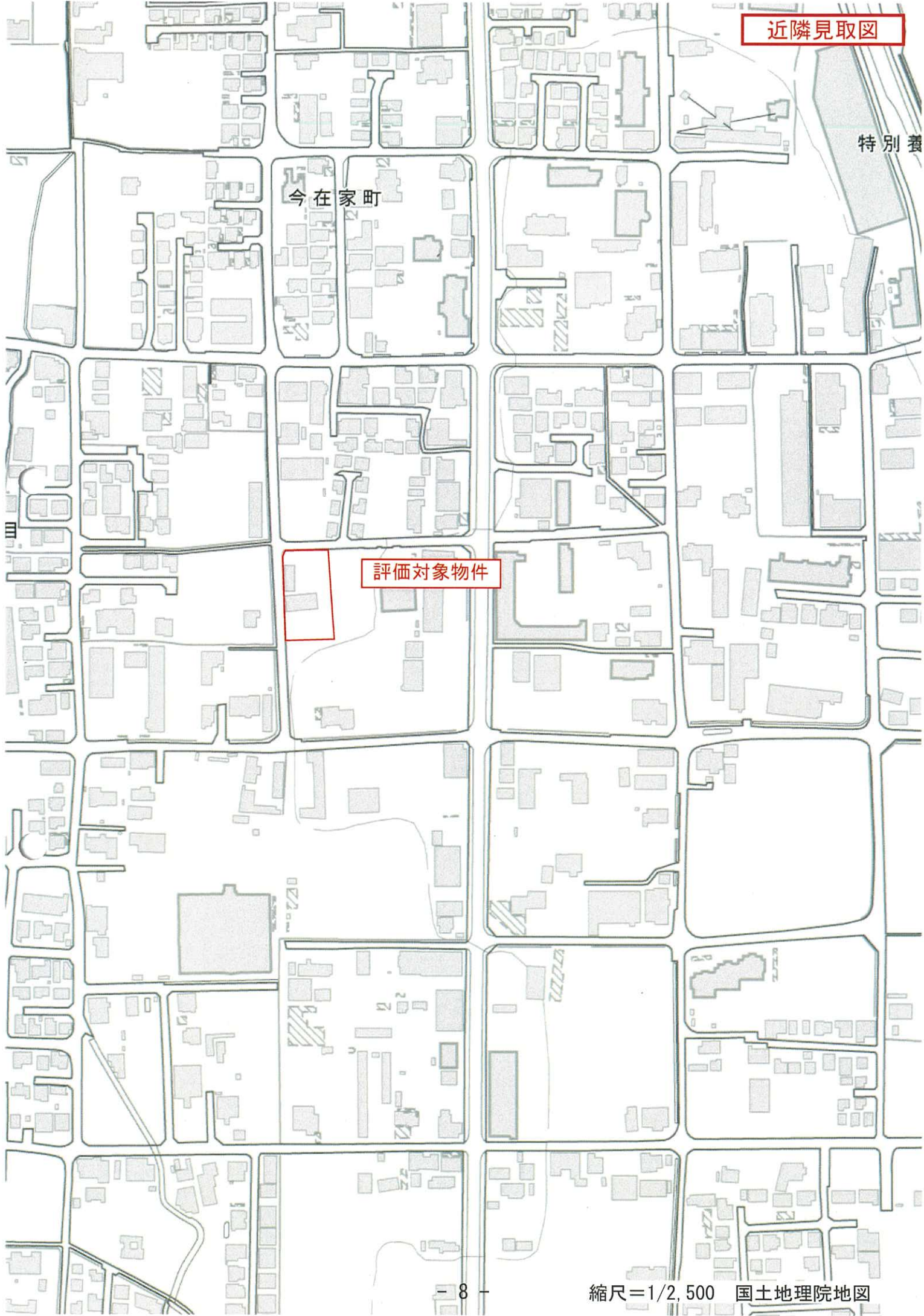
地価公示地
松山-26

評価対象物件

特別養

今在家町

評価対象物件

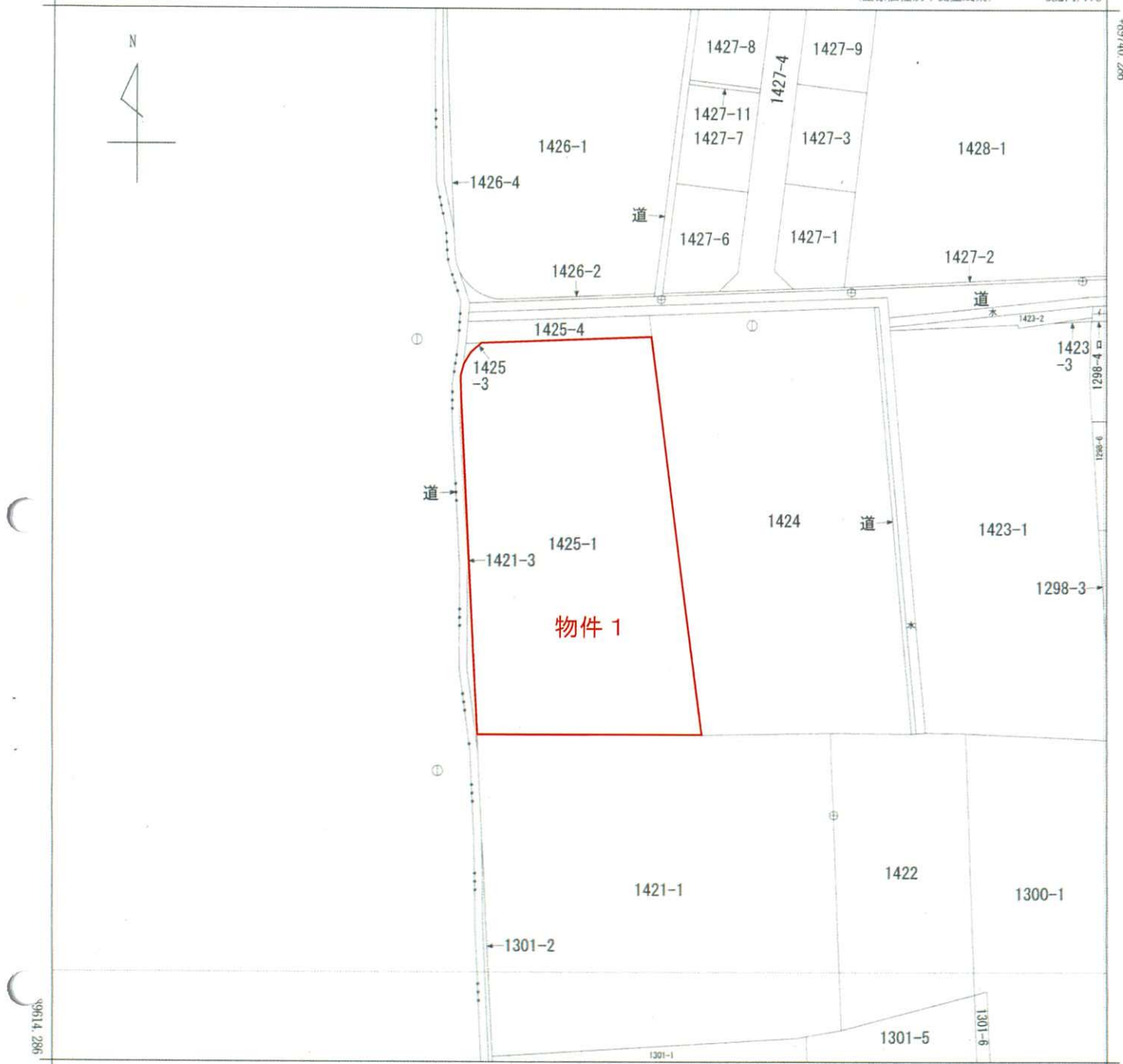


公図写 (法第14条第1項地図)

1298-11
1298-12

(座標値種別：測量成果)

-65274.778



-65399.778 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
来住町

請求部分	所在	松山市来住町				地番	1425番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成27年2月			備付年月日(原図)	平成28年3月18日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年10月2日
松山地方法務局

請求番号：6-11
(1/1)

登記官

A3判をA4判に縮小

建物図面・各階平面図（目的外建物）

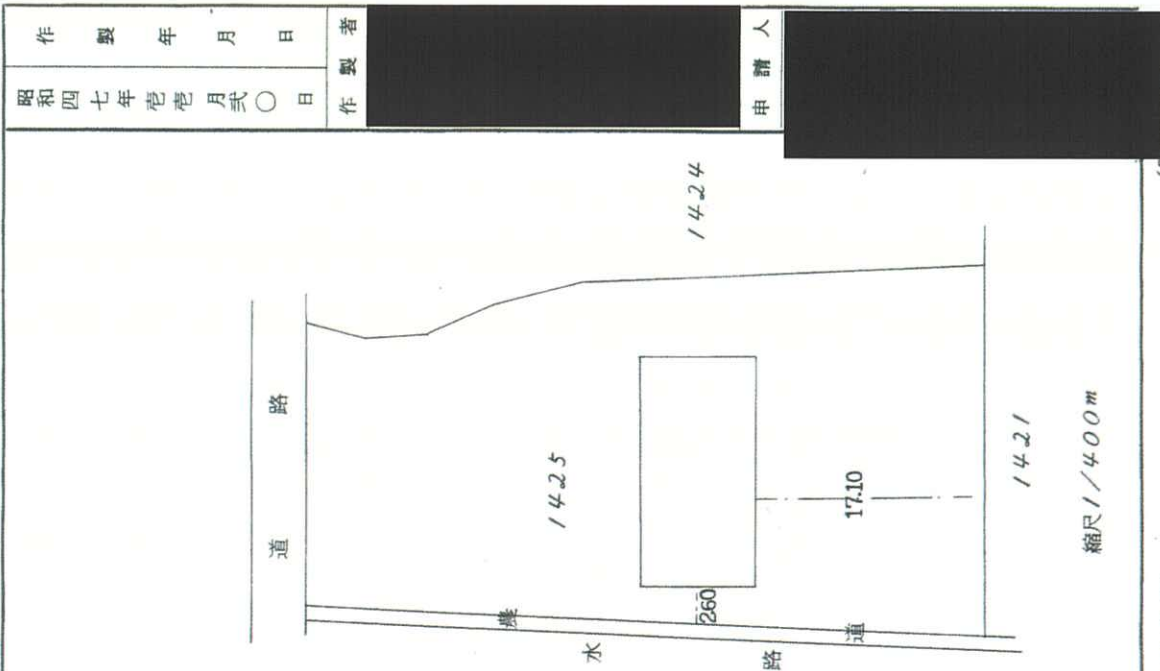
登記年月日：昭和47年11月21日

428529

家屋番号	1425番の1
建物の所在	松山市来住町/425番地

建各階平面図

面図



作製年月日
昭和四七年〇〇月〇日

作製者
申請人

$$17.00 \times 8.50 = 144.500$$

床面積 144.50 m²

縮尺 1/200 400m

(愛媛県土地家屋調査士会松山支部)

S47.11.21

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月2日 松山地方務局 登記官

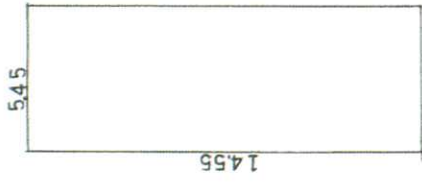
A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和47年11月21日

428530

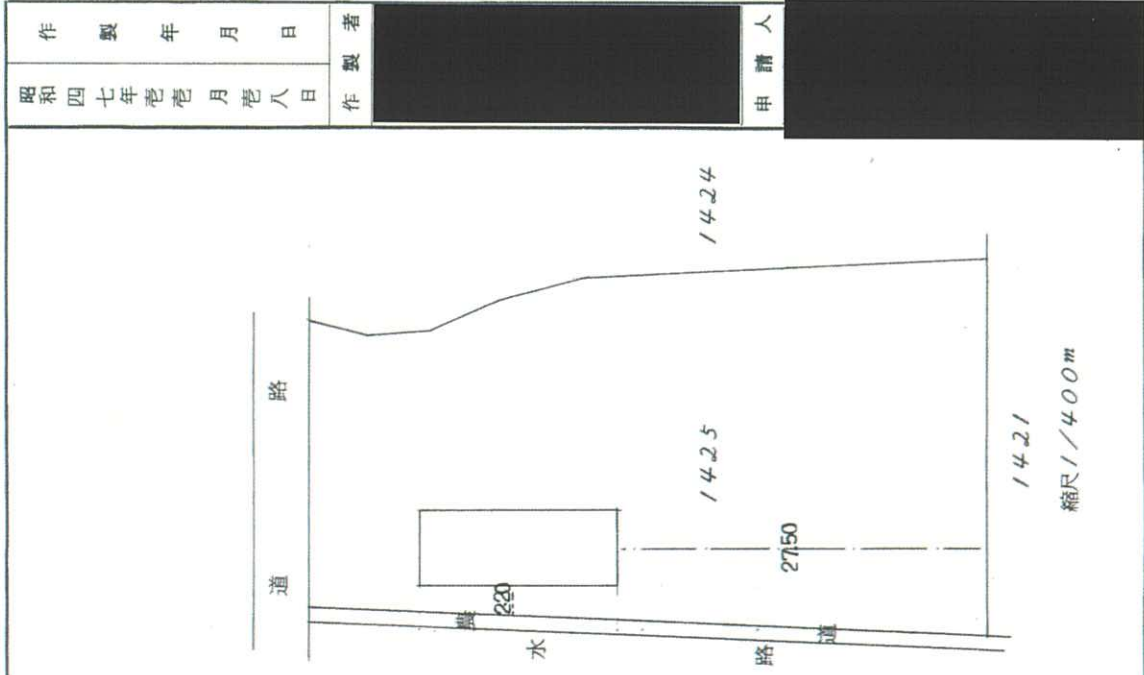
家屋番号	1425番の2
建物の所在	松山市来住町1425番地

北



$$5.45 \times 14.55 = 79.297$$

床面積 79.29 m²



縮尺1/400m

申請人
製作者
昭和四十七年七月二十八日

(愛媛県土地家屋調査士会松山支館)

縮尺 1/200 400m

(S47.8 100冊) S47.11.21

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年10月2日 松山地方務局 登記官

A3判をA4判に縮小